

公益社団法人秦野市シルバー人材センター顕彰規程

(平成5年8月19日施行)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人秦野市シルバー人材センターの運営並びに事業の発展に寄与し、その功績が顕著であるものの顕彰について、必要な事項を定める。

(顕彰の種類及び要件)

第2条 顕彰の種類は、表彰及び感謝とし、それぞれ別表に定める要件に該当するものに対して行う。

2 同一種類の顕彰は、特別の事情がある場合を除き、同一のものに対して行わない。

(顕彰の方法)

第3条 顕彰は、表彰状若しくは感謝状及び記念品を贈呈し、これを行う。

(顕彰審査委員会)

第4条 被顕彰者の選考は、その都度顕彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設け、これを審査するものとする。

2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織し、委員長は委員の互選とする。

3 委員は、役員及び会員の中から理事長が委嘱する。

(顕彰の時期)

第5条 顕彰の時期は、原則として定時総会の日とする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成5年8月19日から施行する。

附 則（平成11年3月9日議案第18号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年10月23日議案第9号）

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成21年3月12日議案第15号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月12日議案第15号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日議案第12号）

この規程は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成29年1月27日議案第24号）

この規程は、平成29年1月27日から施行する。

附 則（平成29年2月24日議案第26号）

この規程は、平成29年2月24日から施行する。

別表

区分		要件
表彰	会員	正会員として15年（4月1日を基準日とする。以下この表において同じ。）以上在籍し、安全就業基準を守り、センターの事業推進に協力したもの
	役員	3期6年以上在任し、センターの運営に常に協力的であるもの
	その他	理事長が特に必要と認めるもの
感謝	発注者	5年以上継続して会員に就業の場を提供し、センターの運営に常に協力的であるもの（官公庁を除く。）。ただし、会員の就業人員にかかわらず、契約金額が年額100万円以上のものとする。
	その他	理事長が特に必要と認めるもの